

くらしと

「くらしと」は？ 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしと」と名付けられました。

も

く

じ

知って安心！くらしの情報 新成人へのメッセージ 自立した大人として行動を 2

トラブル PICK UP 注文した覚えがないのに、健康食品を送りつけられた! 3

おしらせ イベント情報 4



食 べてみよう!

大阪の食

ゆず



クイズ ゆずは種から育てると実をつけるまで約何年かかるでしょうか？

① 5年 ② 10年 ③ 15年

答えは 3 ページ →

くらしのトピックス

●食べ物による窒息事故にご注意ください!

窒息事故の大半は子どもや高齢者に起こっています。周りの人は次のようなことに配慮してあげましょう。

- ◆ 食品を小さく食べやすい大きさにする
- ◆ 急いでのみ込まず、ゆっくりと噛み砕いてからのみ込むようながす
- ◆ 誤って気管に入り込みやすいピーナッツなどの豆類は、3歳ごろまでは食べさせない
- ◆ 介護を要する人などの食事の際、介護する人や周りの人は目を離さない

●「ネイル」の話のはずが…実は高額な美顔器の勧誘だった!

女性が街で「ネイルに興味はないか」と声をかけられ、店に行ったら、ネイルとは無関係の高額な美顔器の契約をさせられた、という相談が寄せられています。事



業者は本当の販売目的を告げずに声をかけてきます。安易に誘いに乗らないようにしましょう。

契約してしまってもクーリング・オフなどできる場合もあるので、困った時にはお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

●介護ベッドのすき間にご注意ください!

介護ベッド用すりすり等に首や腕・足を挟み込む事故が発生しています。介護ベッドに危険なすき間がないか点検し、あればすぐにすき間をふさぐ・埋めるなど対策をとりましょう。



知って安心!

くらしの情報

新成人へのメッセージ 自立した大人として行動を

若者が消費者被害に遭うケースが増えています。特に、インターネットや携帯電話による情報のやり取りには、さまざまな落とし穴が多くあります。

新成人の皆さんには、法律上も大人として扱われる新たなスタートです。自立した大人として行動しましょう。



SNSは悪質マルチの入り口 !?

SNSとは、ネット上で会員同士が会話をしたり、趣味について情報交換したりするサイトのことで、新たな交流の場として利用者が増えています。そのSNSを悪用し、競馬予想や株式投資のパソコンソフトなどを売りつけるマルチ商法が拡大しており、特に20代の若者の被害が多くなっています。

最初は友だちのふりをして接近して「必ずもうかる」「いい話がある」と話をもちかけ、パソコンソフト1本を数十万円を買わせるなどします。また、「新規購入者を紹介すれば、紹介料が入る」と言われて、別の友人などを勧誘することで他人をトラブルに巻き込んでしまうこともあります。

悪質業者は、多くの友人をつくり、交流したいという若者をねらっており、注意が必要です。



アイドルとメル友に… !?

広告メールやSNSの書き込みなどから、言葉巧みに有料の「サクラサイト※」へ誘導する詐欺まがいの手口が増えています。アイドルになりすまして「芸能界に友だちがいないので悩みの相談にのってほしい」という手口もあります。また、クレジットカードで決済した場合、請求を取り消すために、クレジット会社や決済代行会社と交渉する必要がありますが、簡単に請求がなくなるわけではありません。サクラサイトには十分注意しましょう。

※サイト業者に雇われた“サクラ”が、異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などになりすまして消費者をサイトに誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させ、そのたびに支払いを続けさせるサイト



ワンクリックに潜むワナ !!

携帯電話にメールがきて、記載されているURLをクリックしただけで「入会登録されました。会費を××銀行〇〇の口座へ3日以内に入金してください」などのメッセージが送られてくるケースがあります。知らない相手から届いたメールは見ないで削除すること、自分からサイトにアクセスしないことが重要です。身に覚えのない請求があった場合に問い合わせや抗議のメールを送ると自分の個人情報を知らせることになってしまいます。**“無視する” “払わない” “連絡しない”**という対応が大切です。



消費者被害に遭うと経済的、精神的ダメージも大きくなります。被害に遭わないためには、日頃から電話番号やメールアドレスなどの個人情報を安易に提供しないこと、周りの信頼できる人に相談すること、納得できない請求はすぐに支払わないことが大切です。

困ったときにはお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。

トラブル PICKUP

注文した覚えがないのに 健康食品を送りつけられた!



◆◆◆◆ トラブル事例 ◆◆◆◆

「以前にお申し込みいただいた健康食品を、今から代金引換配達で送ります」と、業者から突然電話がかかってきた。「申し込んだ覚えはない」と断ると、「その時の録音がある」と強硬な態度に出られ「裁判する!弁護士費用も請求する!」と脅かされた。



◆◆◆◆ 解説とアドバイス ◆◆◆◆

注文していないのに、強引に健康食品を送りつける悪質な販売手口が増加しています。申し込んだ覚えがないのに、業者から「申し込んだのだから支払え」と高圧的に言われ、怖くなって購入してしまう例も見られます。高齢者を狙い勧誘するケースが目立ちます。

申し込んだ覚えがなく、購入するつもりがなければきっぱりと断ることで。電話で一度断ったのに、再び勧誘することは「特定商取引法」で禁止されています。かけてきた相手がわかるサービスを利用している場合は、知らない相手からの電話には出ないのも自衛手段の1つです。

電話でしつこく勧誘され、断り切れずに購入してしまった場合、消費者は契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができます。

断ったのに一方的に商品を送りつけられた場合は、宅配業者に受け取り拒否する旨を伝えます。商品を一方的に送りつけられても、受け取り義務や支払い義務はありません(※ネガティブ・オプション)。

代金を支払ってしまった場合は、販売業者に商品の引き取りと代金の返還を要請します。しかし、連絡先等が分からない悪質な販売業者が多いため、いったん支払ってしまうと代金を取り戻すのは非常に難しくなります。

※ネガティブ・オプション

特定商取引法では、一方的に送りつけられた商品を受け取ってしまった場合、受け取った日から14日間、商品の引き取りを販売業者に請求した場合は7日間を過ぎても販売業者が引き取らなければ、商品を自由に処分してもよいとされています。

このようなトラブルに遭わないためには・・・

- 勧誘されても必要がなければきっぱり断る
- 確認の取れない荷物が届いたときは受け取らないなど、家族間でルールをつくっておく
- 高齢者がトラブルに巻き込まれないよう、家族や周囲が注意し見守る

困ったときには、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

今月の大阪の食

ゆず

クイズの答え ③ 15年

大阪府内のゆずは、主に箕面市で生産されています。中でも止々呂美(とどろみ)地区のゆずは、明治時代にはすでに特産品として名をはせていました。

止々呂美地区で生産されている「柚子」

は、ほとんどが接ぎ木をしないで種から育てる栽培方法をとっています。

そのため実をつけるのに約15年もかかりますが、寿命も長く病気にも強い、大粒で香りのいい「柚子」が育ちます。



くらしの達人! わんデー講座

テーマ くらしの整理収納

～分けること、考え収めること～

内容 整理とは「分けること」、収納とは「使いやすさを考えて収めること」という「整理収納」の本当の意味を理解し、すぐ家に帰って実践してみたい整理収納テクニックを学びましょう。

日時 1月17日(木) 14時00分～16時00分

場所 総合生涯学習センター 第1研修室
【住所】〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目2番2-500号 大阪駅前第2ビル5階
【最寄駅】地下鉄:梅田・西梅田・東梅田駅、JR:大阪・北新地駅
阪神電車・阪急電車:梅田駅

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方

定員 70人(※申し込み多数の場合は抽選)

講師 西口 理恵子(整理収納アドバイザー)

締め切り 1月10日(木)

申し込み方法 電話、大阪市電子申請システム(大阪市消費者センターホームページから)

その他 一時保育はありません。

申し込み・問い合わせ先 毎日、10時00分～17時00分
大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

多重債務相談会及び賃貸住宅相談会

専門的な知識を持つ弁護士及び司法書士が無料で相談に応じます。
(1枠30分・1日につき各4枠)

日時 平成25年1月22日(火)24日(木)28日(月) 19時00分～21時00分

場所 総合生涯学習センター
【住所】〒530-0001 北区梅田1-2-2-500 大阪駅前第2ビル5階
【最寄駅】地下鉄:梅田「西梅田」「東梅田」駅、JR「大阪」「北新地」駅
阪神電車・阪急電車:梅田駅

日時 平成25年1月21日(月)、23日(水)、25日(金)、29日(火)、30日(水)
19時00分～21時00分

場所 弁天町市民学習センター
【住所】〒552-0007 港区弁天1-2-2-700 オーク2番街7階
【最寄駅】地下鉄:JR「弁天町」駅

日時 平成25年1月26日(土)、1月27日(日) 14時00分～16時00分

場所 大阪市消費者センター
【住所】〒559-0034 住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンター ITM棟3階
【最寄駅】ニュートラム「トレードセンター前」駅

対象 消費者の方(事業者は対象外)

定員 1日あたり各4人(先着順)

締め切り 申し込み受付 相談会当日まで

申し込み方法 電話(FAX可)

申し込み・問い合わせ先 毎日、10時00分～17時00分
大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7523 FAX:06-6614-7525

大阪市消費者センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎06-6614-0999

毎日 10:00～17:00 (12月29日～1月3日は除く)
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



エルちゃん

専用ホームページをアップしました

若者向け

消費者トラブル
被害防止キャンペーン

小学校高学年から20代くらいの若者のインターネットに関する消費者被害の防止を図るため、ネットトラブルの事例や注意点を楽しく学ぶ専用サイトをアップしました。

このほか、駅でのポスター掲出や、映画館や街頭ビジョンでの放映なども行っています。



消費トラブル 大阪

検索

平成25年3月末まで

くらしのナビゲーターによる

高齢者向け消費者問題ミニ講座

撃退! 悪質商法

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、老人クラブや自治会などの集まりに「くらしのナビゲーター」が出向き、高齢者を狙う悪質商法とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行います。地域の集まりでご利用ください。(派遣場所は大阪府内に限ります)

テーマ 高齢者に被害の多い悪質商法と対策など

時間 30分～1時間

定員 1回10人～50人まで

その他 土・日・祝日・夜間も派遣します。
(年末・年始は除きます)

※上記の対応は、市町村によって異なる場合があります。

申し込み・問い合わせ先

くらしのナビゲーター ミニ講座

検索



大阪府消費生活センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎06-6616-0888

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝休日は除く
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談 府消費生活 電子メール相談

検索

(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)

■土曜日/06-4790-8110 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/06-6203-7650 公益社団法人全国消費生活相談員協会

※お電話をおかけの際は、番号をよくご確認のうえお間違えないようおかけください。

ウェブサイト「消費生活事典」

消費生活事典

検索